

都市の外観および環境衛生の管理に関する条例

中華人民共和国国務院 第 101 号

『都市の外観および環境衛生の管理に関する条例』は、1992 年 5 月 20 日、国務院第 104 回常務委員会で可決されたので、ここに公布し、1992 年 8 月 1 日より施行する。

総理 李鵬

1992 年 6 月 28 日

都市の外観および環境衛生の管理に関する条例

第 1 章 総則

第 1 条 都市の外観および環境衛生の管理を強化し、清潔で美しい都市や生活環境を作り、都市の社会主義物質文明および精神文明の建設を促進するために本条例を制定する。

第 2 条 中華人民共和国の都市内のすべての機関および個人は本条例を遵守せねばならない。

第 3 条 都市の外観および環境衛生に関する業務は、統一的な指導を実施し、区域を分けて責任を負い、専門家の管理および大衆の管理と結びつけて行なうことを原則とする。

第 4 条 国務院の都市建設行政主管部門は、全国の都市の外観および環境衛生に関する業務を管轄する。

省、自治区の人民政府建設行政主管部門は、本行政区域における都市の外観および環境衛生の管理業務に対し責任を負うこと。

都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門は本行政区域の都市外観および環境衛生の管理業務に対し責任を負うこと。

第 5 条 都市の人民政府は都市の外観および環境衛生事業を都市の外観および環境衛生の管理業務に組み入れる。

都市の人民政府は現地の実際状況と結び付けて、環境衛生就労制度の改革を積極的に進めるとともに、対策をたてて、環境衛生作業員の給与および福利厚生を徐々に引き上げること。

第 6 条 都市の人民政府は都市の外観および環境衛生に関する科学知識の宣伝に力を入れ、国民の環境衛生意識を高め、優れた衛生習慣を培わせること。

すべての機関および個人は、都市の外観および環境衛生作業員の労働を尊重し、都市の外観および環境衛生作業員の職務の履行を妨害したり、阻止してはならない。

第 7 条 国は都市の外観および環境衛生に関する科学技術の研究を奨励し、先進的な技術を推し広め、都市の外観および環境衛生レベルを引き上げる。

第 8 条 都市の外観および環境衛生業務において顕著な成績を修めた機関および個人には人民政府が表彰する。

第 2 章 都市の外観の管理

第 9 条 都市内の建物および施設は、国が規定する都市の容貌基準を満たすこと。対外的に開放している都市、観光旅行都市および条件の整ったその他の都市は、現地の具体的な状況と結び付けて、国が規定する都市の外観基準より厳しい条例を制定してもよい。「建制鎮（町制として制定されている町）」については国が規定する都市の容貌基準を参考に実施してもよい。

第 10 条 すべての機関および個人は建物の衛生、美観を保つこと。市内の人民政府が規定する道路沿いの建物のベランダや窓の外に都市の外観を損なう物品を積み上げて置いたり、掛けたりしてはならない。ベランダを作ったり封鎖する場合には、必ず都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門の関係規定を満たすこと。

第 11 条 都市内で戸外公告や立て札、画廊、ショー・ウンインドーなどを設ける場合、その内容は健康

的なものとし、外観が美しく、かつ定期的にメンテナンス、塗装、取り外しを行なうこと。

大型の戸外公告の設置は、必ず事前に都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门の同意を得てから、関係規定に基づき審査許可の手続を行なうこと。

第 12 条 都市内での市政公用施設は周囲の環境と調和し、かつ設備および衛生状態を保護し、それを維持すること。

第 13 条 主な道路の両側の建物の前には、必要に基づきかつ可能な範囲で、透かし風景や半透かし風景の塀、囲いまたは垣根、花壇（池）、芝生などで境界を作ること。

道路沿いの樹木、垣根、花壇（池）、芝生などは美しく整え、美観を保つこと。栽培、補修またはその他の作業で残した土かす、木の葉などは、管理機関、個人あるいは作業員が随時清掃すること。

第 14 条 すべての機関および個人は道路の両側や公共の場に物品を積み上げて置いたり、建物、建設物あるいはその他の施設を建ててはならない。建設などの特殊な需要により道路の両側や公共の場に一次的に物品を積み上げたり、非永久的な建物、建設物あるいはその他の施設を建てる場合、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门の同意を得てから、関係規定に基づき申請許可の手続を行なうこと。

第 15 条 市内で運行する交通運輸機関は外観、衛生状態を維持すること。貨物運搬車両が運搬する液体、バラ積み貨物は密封や包装をしたり、シートを掛けて、漏洩や散開を防ぐこと。

第 16 条 都市の工事施工現場の材料、機具は整然と積み上げて置き、土かすは随時掃除を行なうこと。道路沿いの工事現場は塀あるいは布で周囲を囲って目隠しをし、工事中断現場は随時整理をして、必要な覆いを掛けること。竣工後は随時整理整頓して現場を整地すること。

第 17 条 すべての機関および個人は都市の建物、施設および樹木に落書きや彫刻をしてはならない。

機関および個人が都市の建物、施設に公告を吊るしたり宣伝ポスターを貼る場合、必ず都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门あるいはその他関係部門の許可を得ること。

第 3 章 都市の環境衛生管理

第 18 条 都市内の環境衛生施設は国が規定する都市環境衛生基準を満たすこと。

第 19 条 都市の人民政府が都市の新地域を開発あるいは旧地域を改造する場合、国の関係規定に基づき、生活廃棄物の清掃、収集、運搬および処理などの環境衛生施設を建設すること。その必要経費は建設工事の見積りに組み込むこと。

第 20 条 都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门は、都市住民の人口密度および流動人口数、公共の場など特定地域の需要に基づき、公衆トイレの建設計画を制定するとともに規定の基準に基づき、関係機関の公衆トイレの建設、改造に対して建設、改造あるいは支持を行なうこと。

都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门は、専門家を配置したり関係機関や個人に委託して公衆トイレの衛生維持や管理の責任を負うこと。関係機関および個人は公衆トイレの衛生維持や管理を請負うことができる。公衆トイレの管理者は適切な料金を徴収してよく、その具体的な方法は省、自治区、直轄市の人民政府が定める。

規定の基準を満たさない公衆トイレに対しては、都市の人民政府が関係機関に期限を定めた改造を命ずること。

公衆トイレの尿尿は肥溜め（浄化槽）あるいは都市污水システムに排出すること。

第 21 条 多層建築および高層建築には密閉式のゴミ通路あるいは貯蔵設備を配置し、かつ清掃運搬車の通路を作ること。

都市の道路の両側、居住区あるいは人口が密集している地域は、密閉式ゴミ容器、ゴミ箱などの設備を設置すること。

第 22 条 すべての機関および個人は勝手に環境衛生設備を取り外してはならない。建設上取り外しが必要な場合、建設機関が必ず事前に移転方法を提示し、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门

に許可を申請すること。

第 23 条 国の行政に基づき編制、設立した市の主要道路、広場および公共水域の環境衛生は、環境衛生専門機関が責任を負うこと。

居住区、大通りや路地などの場所は、町内会が専任の掃除担当者を配置して衛生を保つこと。

第 24 条 飛行場、駅、バスの始発駅、港湾、映画館、博物館、展覧館、記念館、体育館（場）、公園などの公共の場では、本機関が清掃衛生維持の責任を負うこと。

第 25 条 官庁、団体、部隊、企業・事業体は、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門が分けた衛生責任区域に基づき、清掃衛生維持の責任を負うこと。

第 26 条 都市の市場は、主管部門が専任の掃除担当者を配置して清掃衛生維持の責任を負うこと。

第 27 条 都市の港湾の貨客埠頭業務範囲内の水面は、港湾貨客埠頭経営機関が作業者となり清掃衛生維持の責任を負うこと。

市内の水域を運航あるいは停泊する各種船舶上のゴミ、尿尿は、船舶上の責任者が規定に基づき処理すること。

第 28 条 都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門は都市の生活廃棄物の収集、運搬および処置に対し、監督管理を行なうこと。

すべての機関および個人は、市内の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門が規定する時間、地点、方法に基づきゴミ、尿尿を捨てること。ゴミ、尿尿は随時運搬し、かつ、ゴミ、尿尿の無害化処理および综合利用を徐々確実にこなえるようにすること。

都市の生活廃棄物に対する分類収集、運搬および処理を徐々に確実にこなえるようにすること。

第 29 条 環境衛生管理は徐々に社会的なサービスが実施できるようにすること。条件の整った都市では、環境衛生サービス会社を設立してもよい。

環境衛生専門機関に委託して廃棄物を清掃、収集、運搬および処理する場合にはすべてサービス費を納めること。具体的な方法は省、自治区、直轄市の人民政府が定める。

第 30 条 都市の人民政府は計画的に都市ガス、天然ガス、液化ガスを発展させ、燃料構造を改革すること。関係部門は無駄な部分を取り除いた野菜を市内に運んだり、廃品回収のリサイクルを行ない、都市のゴミを減らすことを奨励し、支持すること。

第 31 条 病院、屠殺場、生製品工場から生じる廃棄物は、必ず関係規定に基づき処理すること。

第 32 条 国民は公共衛生環境を保護し、あたりかまわず痰を吐いたり、排便をしたり、果物の皮や紙くずおよび煙草の吸殻などの廃棄物をむやみに捨ててはならない。

第 33 条 国の行政が編制、設立した市の市内では、鶏、アヒル、ガチョウ、うさぎ、やぎ、豚などの家畜家禽を飼ってはならない。教学、科学研究およびその他の特殊な状況により飼育が必要な場合、その所在地の都市の人民政府都市環境衛生行政主管部門の許可を得なければならない。

第 4 章 罰則

第 34 条 下記の 1 つを行なった場合、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部門あるいはその委託機関が違法行為の是正を命令し、救済措置を採る他に、警告および罰金を課することができる。

- (1) あたりかまわず痰を吐いたり、排便をしたり、果物の皮や紙くずおよび煙草の吸殻などの廃棄物をむやみに捨てた場合。
- (2) 都市の建物、施設および樹木に落書きや彫刻をした場合、あるいは許可を得ずに公告を吊るしたり宣伝ポスターを貼った場合。
- (3) 都市の人民政府が規定する道路の道沿いの建物のベランダや窓の外に外観を損なう物品を積み上げて置いたり、掛けたりした場合。
- (4) 規定の時間、地点、方法以外にゴミ、尿尿を捨てた場合。

- (5) 衛生責任地域の清掃衛生維持業務を履行せず、または規定に基づいたゴミおよび尿尿の清掃・運搬、処理を行なわなかった場合。
- (6) 液体、バラ積み貨物の輸送の際、密封、包装、シート掛け等を行わず、漏洩や散開を招いた場合。
- (7) 臨時工事現場では塀あるいは布で周囲を囲って目隠をせず、工事中断現場では随時整理をしないで、必要な覆いも掛けず、工事完成後には随時整理整頓をせず現場を整地しないで、都市外観環境衛生に影響を及ぼした場合。

第 35 条 許可なく勝手にまたは目隠もせず、工事中断現場では随時整理をしないで、必要な覆いも掛けず、工事完成後には随時整理整頓をせず現場を整地しないで、都市外観環境衛生に影響を及ぼした場合。

第 36 条 下記の 1 つを行なった場合、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门あるいはその委託機関が違法行為の是正を命令し、期限を定めて整理または撤去するかあるいはその他の救済措置を採るとともに、警告および罰金を課することができる。

- (1) 都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门の同意を得ずに、勝手に大型の戸外広告を設置し、都市外観に影響を及ぼした場合。
- (2) 都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门の許可なく、勝手に道路の両側や公共の場に物品を積み上げて置いたり、建物、建設物あるいはその他の施設を建てて都市外観に影響を及ぼした場合。
- (3) 許可を得ずに勝手に環境衛生設備を撤去したり、許可された移転方法に基づいた移転を行なわなかった場合。

第 37 条 都市容貌基準、環境衛生基準を満たさない建物あるいは施設は、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门と都市計画行政主管部门が共同で関係機関および個人に期限を定めた改造あるいは撤去を命令する。期限が過ぎても改造あるいは撤去しない場合、県クラス以上の人民政府の許可を得て都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门あるいは都市計画行政主管部门が強制撤去を行なうとともに、罰金を課することができる。

第 38 条 各種環境衛生設備およびその付属設備を破壊した場合、都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门あるいはその委託機関がその原状に回復させることを命令する他、罰金を課することができる。各種環境衛生設備およびその付属設備の窃盗、破壊は、治安管理が、『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。犯罪が成立する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 39 条 都市の外観および環境衛生の作業員を侮辱や殴打したり、その公務の執行を妨害した場合、『中華人民共和国治安管理処罰条例』の規定に基づき処罰する。犯罪が成立する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 40 条 当事者が行政処罰の決定を不服とする場合、処罰の通知を受けてから 15 日以内に処罰決定機関の一級上の機関に対し再審議を申請できる。再審議の決定を不服とする場合、再審議の決定書を受け取ってから 15 日以内に人民裁判所に起訴できる。また、当事者は処罰の通知を受けてから 15 日以内に人民裁判所に直接起訴することもできる。期間内に再審議の申請を行わず、人民裁判所にも起訴もせず、処罰の決定も履行しない場合、処罰決定機関が人民裁判所に強制執行の申請を行なう。

第 41 条 都市の人民政府の都市外観環境衛生行政主管部门の作業員が職務を怠り、職権を乱用し、私欲に走って悪事を図った場合、その所在機関あるいは上級主管機関が行政処分を与える。法的に犯罪が成立する場合には、汚職として刑事責任を追及する。

第 5 章 付則

第 42 条 町制を制定していない都市型居住地域は本条例を参考に実施してもよい。

第 43 条 省、自治区、直轄市の人民政府は本条例に基づき実施方法を定めることができる。

第 44 条 本条例は国务院の建設行政主管部门が解釈の責任を負う。

第 45 条 本条例は 1992 年 8 月 1 日より施行する。